

# 第一のグローバル経済における国際労働運動の特徴と機能 —非普遍主義的な「解放」の道筋—

2021年12月14日

小野塚 知 二

## はじめに

### (1) 本報告の概要

労働史は、グローバル・ヒストリーの側からは、一国史的な偏倚の代表例とされていますが<sup>\*1</sup>、労使関係や労働運動の実態まで一国に閉じていたと認識するなら誤りでしょう。労働に関わる法的枠組や団体形成はしばしば一国的であり、そして同時代人と歴史研究者の認識枠組においても労使関係や労働運動はしばしば一国的な現象として扱われてきましたが、1870～1914年の約45年間の第一のグローバル経済の時期は、企業の多国籍展開だけでなく、労使関係や労働運動、さらに争議中の国境を超えた求人とピケティングなど、

---

\*1 岡本充弘[2018]は、以下のように一国史的な労働史研究を批判します。「一国内部での資本の集中化や労働の組織化を論じ、その対立の構図から近代社会の発展のあり方を説明するという議論の仕方は、きわめて一面的なものであった[中略]。たとえば労働運動史、あるいは労働者階級運動史と呼ばれる問題である。コールの『イギリス労働運動史』といった例にみられるように、その多くはナショナルな単位を枠組みとして説明されてきた。資本主義の発展とともに、資本と労働が分離し、労働者がその階級的立場を同一なものとしたことによって、ブルジョワ的な政治システムに対抗する労働者の運動が発展するようになったという図式からである。こうした理解は資本と労働の関係を、階級対立を基本として、きわめて明確に描くものであった。／しかし、その問題は、ナショナルな枠組みを強調されすぎたことである。とりわけ労働の世界は、その多様性よりもナショナルな枠組みでの政治的結集を可能とした統一的なものと理解された。「イギリス労働運動史」「イングランドの労働者階級の歴史」という表現は、代表的なものである。角度を変えて論じれば、こうした理解に欠けていたものは、グローバルな枠組みでの理解であった。グローバルな枠組みから見れば、すでにふれたように、労働の世界はきわめて多様なものであったからである」。

本報告はこの批判を正当なものとして受け留めますが、大切なことは、いかなる「グローバルな枠組みでの理解」を対置するのかわかりません。岡本は、こうした一国史的な労働史に対して、スヴェン・ベッカートの*Empire of Cotton: A Global History*, Alfred A. Knopf, 2014を意識しながら、「枠組みをグローバルに広げれば、そこから見えてくるのは、多様性の問題である。ベッカートも論じている労働を例にとってみよう。綿花の栽培は、最初はインドの農民によって、後にはプランテーションにおける奴隷労働などによって行われた。原料や加工品の輸送にはそれに従事する多様な人々がいた。末端には販売に従事した人々の存在もあった。世界各地で関連した労働に従事した人々のあり方は多様であった」と、「グローバルな枠組みないし視点」から浮かび上がる労働の連鎖の地理的な広がり、連鎖を構成する労働の多様性を指摘します。ここで岡本／ベッカートが指摘しているのは、原材料から製品販売にいたる供給連鎖(supply chain)の中に取り込まれた労働のグローバルな広がり、多様性ですが、そこで、当の労働者たちはモノを媒介にして結び付いているにすぎず、彼ら自身が主体的・意識的に結び付いているわけではありません。綿を媒介にした労働のグローバルな配置に対応して、国際労働運動が展開したわけではなかったのです。「グローバル・ヒストリー」がしばしば、物財の生産・消費、供給連鎖、市場といった「経済的」要素を偏愛する割には、そこに生きる人びとの意識や行いという人間の主体的な要素には無頓着となっている一例がそこに表現されています。認識枠組をグローバルに広げて、多様な労働が見えさえるなら、意識も運動も認識対象から切り捨ててよいということにはならないのではないのでしょうか。

いずれも一国の枠には収まらないグローバルな性格を示していました。本報告は、これらのうち国際労働運動が現実果たした諸機能を分類することを通じて、長い先行研究の成果を批判的に再検討することを主目的とします。そこでは、国際労働運動が、ナショナルな要素とも無縁ではなかった原因が明らかにされます。併せて、こうした労働史のグローバルな性格が、後に忘れ去られて現在にいたっている事情 —非普遍主義的な性格— に言及して、忘却の問題性を指摘することにしましょう。

## (2)「第一のグローバル経済」

まず、本報告で用いる基本的な概念について簡単に定義します。

「第一のグローバル経済」とは、とりあえず、1870年頃から1914年(第一次世界大戦の勃発)までの間、ヨーロッパ諸国を中心に世界諸地域の経済が緊密かつ円満に結びつき、安定的な産業発展が世界規模で実現していたことを指します。ただし、それは、一つの何か完成された状態というよりも、むしろ、緊密で円満で安定的な相互依存的経済へと向かう長期的な傾向ととらえる方が正確です。この意味では、第一のグローバル経済は19世紀末のどこかの時点で突如出現したのではありません。1840～60年の20年間にオスマン帝国、清国、日本などのアジア諸地域の経済が、ヨーロッパ諸国の武力を用いた威迫と外交力とによって自由貿易を強制され、その後、1860～70年代の20年間にヨーロッパ諸国間で次々と最恵国待遇条項をとまなう自由貿易協定が締結され、欧亜間だけでなくヨーロッパ内でも自由貿易ネットワークが形成され、さらに1880年代以降のいわゆる「関税戦争」にもかかわらず、協定税率と最恵国待遇条項の均霑<sup>きんてん</sup>によって貿易の実態はほぼ自由貿易的に推移し、19世紀前半からの貿易量、資本輸出量、移民の増加傾向が継続したという長い時間軸の中で、経済の相互依存関係と国際分業が深化する傾向を第一のグローバル経済の本質ととらえるべきです。

米国ウィッグ・共和党のA. リンカンの大統領就任(1861年)と南北戦争(1861～65年)以後、強烈な保護貿易にのめり込んだアメリカを除くなら、世界のほとんどの国と地域が、自由貿易、自由な資本移動、自由な移民<sup>2</sup>を承認する中で、植民地も含めて、経済発展を経験した時期が、この第一のグローバル経済です。貿易依存度や資本輸出の安定性に注目するなら、EC・EUの共通市場で結び付いているヨーロッパ諸国以外は、21世紀になっても1913年の貿易依存度を回復できていなかったのもあって、多くの国々がそれを回復したのは2010年代半ばです。単純に貿易依存度で見ると、第一のグローバル経済の水準に戻るのには一世紀を要したのです。1990年 —「冷戦」体制解体— 以降の「第二のグローバル経済」よりも、第一のグローバル経済の方がその実質においてグローバル化は深かったし、国際金本位制と多角的決済システムによって、現在の不安定で不均衡なグローバル経済とは比較にならぬほどに、第一のグローバル経済は安定的で均衡していました。

今となっては想像もし難いことですが、第一次世界大戦以前においてすでに、情報は、世界各地を結ぶ電信網によって、ほぼ瞬時に世界を駆け廻り、少なくとも都市部の人びとは、世界中のできごとを、いまとほとんど変わらぬ早さで知ることができ、彼らの世界認識は、新聞・雑誌などに掲載された版面や写真さらに動画(無声映画)などの画像と録音された音声(音盤)にも助けられて成立していましたから、当時の人びとは、現在のわれわれ

---

\*2 第一次世界大戦以前は、出入国にも移住にも実質的に、旅券・査証は不要でした。Torpey[2000]参照。

とほとんど同じ感覚・意識で、世界を経験していたといわねばなりません。ヨーロッパの主要都市間に限るなら、移動に要する時間は現在とほとんど変わらず、郵便の到達速度は現在よりもむしろ速かったほどです。急を要する場合は電報で数十分以内に世界のどの場所とも意思疎通が可能でした。現在のわれわれが容易に享受できていて、当時はまったく不可能だったのは、国境を超えた電話と電子メール・スカイプ・Zoomだけといっても過言ではありません。しかも、それらが国境を超えて容易に用いられるようになったのは、せいぜい1990年代以降のことであって、第一のグローバル経済が第一次世界大戦によって崩壊した後も、世界の情報基盤は基本的に第一のグローバル経済の時代と変わらぬまま、電信と電話を用いて、1980年代まで推移してきたのです。

この緊密で円満で安定的で均衡のとれた第一のグローバル経済は、1914年に勃発した第一次世界大戦によって破壊され<sup>\*3</sup>、その後、同じ程度の相互依存的な国際分業関係は現在にいたるまで、グローバルには一欧州統合を除いては一回復できていません。それだけではなく、この第一のグローバル経済期に展開した国際的な労働運動が、第一次世界大戦とその結果によって深刻な影響を被り、十全に回復できなかった理由にも本報告は論及します。この第一のグローバル経済期の国際労働運動は、資本の側の意図的な国際展開(たとえば企業の多国籍展開)や国際協調(たとえば国際カルテル)よりも先行していましたが、第一のグローバル経済期以降の国際労働運動は、概して、国家間の協調的労働政策(たとえばILO)と、資本の国際展開に後れを取っています。この点でも、第一のグローバル経済の特徴は回復できていないのですが、それが現在の、世界各地の労働者にとって何をもたらしているのかを考えるための手掛かりを提供することが、本報告の主たる眼目です。

### (3)「国際労働運動」と「機能」

「国際労働運動」を、本報告では、労働者を主たる担い手(の少なくとも一部)として、国境を超えて展開した諸種の運動と定義します。運動目的が、賃金・時間・労働条件や労使関係上の諸問題に関わることがらであるか否かは、当該運動が労働運動であるか否かを決定する要因ではなく、この定義では、運動主体が労働者であるならそれは労働運動であると理解します<sup>\*4</sup>。

それゆえ、諸種の文化運動、平和運動、社会主義運動などでも、主たる担い手が労働者であり、国境を超えて展開しているなら、それは国際労働運動です。また、運動の継続性や組織性も、ここでは特に問いません。単発や間歇的な取組であっても、また明瞭な組織を欠く流動的な行動や会合であっても、本報告では運動としてとらえます。本報告がこの

---

\*3 第一のグローバル経済が、緊密で円満で安定的で均衡がとれていたにもかかわらず、なぜ(あるいは、国際分業の深化のゆえにいかにして)、第一次世界大戦が勃発したのかについては、小野塚[2014]を、簡便には小野塚[2018]第20章を参照してください。

\*4 運動目的が、賃金・時間・労働条件や労使関係上の諸問題に関わるか否かは、たとえば労働組合運動を定義する際には無視しえぬ要因だが、それを労働運動全般に拡張してしまうなら、労働運動とは畢竟、いわゆる労働組合主義か、あるいは社会主義のいずれかに回収されてしまうことになり、労働運動が有していた文化運動、国民運動、平和運動等々の側面を切り捨てることに繋がりがかねません。こうした裁断は、過去を理解する道具としての歴史研究の目的にとって有害であるのみならず、現時点で、近未来の労働運動の可能性を展望する際にも、多様な可能性を塞いでしまう危険性なしとはしないと考えます。

ように国際労働運動を定義する理由は、労働者が展開し、また経験し、巻き込まれてきた主体的営為をできるだけ広く拾い集めることにより、過去にありえた可能性を —その後には継承されず、芽を吹かなかつたかもしれない可能性も含めて— 再発見することが歴史研究の重要な役割であると考えからです。これまで「労働運動」という語が何となく帯びてきた —あるいは、暗黙のうちに背負わされてきた— 「常識」や空気感から自由に、過去を見直すことが本報告のもう一つの眼目です\*5。

機能は特に説明を要さないと思いますが、本報告では、当事者たちが自覚していた機能だけではなく、現在の観点から検出しうる機能も析出することをめざします。

以下、第Ⅰ節では当該時期の国際労働運動を、職能別(ないし産業別)国際労働運動、各国ナショナルセンターの国際労働運動、それ以外の非労働組合的な国際労働運動の三つの形態に分けて概観する。第Ⅱ節では、それら国際労働運動の諸機能を整理し、現在の国際労働運動(通常はGUFs(global union federations)と国際労働組合総連合(International Trade union Confederation, ITUC)に代表されると考えられています)との相違に論及します。第Ⅲ節では、百年以上前に多数存在し、活発に活動していたこれら国際労働運動の存在と諸機能が現在ではほとんど忘れ去られている原因を論じます。最後に、こうした忘却を通じて、国際労働運動に注目した場合の第一のグローバル経済期と現在との比較を試み、さらに、第一次世界大戦以前には国際性において労働側が先行していた状況が、いつ、どのようにして、資本の国際性・グローバル化が先行し、それに追随する国際労働運動へと変貌したのかに論及します。そこでの鍵になる語は「普遍主義(universalism)」の有無です。

## I 第一のグローバル経済における国際労働運動の諸形態

本節では、当時の労働者がいかなる仕方で国際労働運動を展開したのかに注目して、国際労働運動の三つの主要な形態(職能別(ないし産業別)国際労働運動、各国ごとの労働組合中央組織間の国際労働運動、および非労働組合的な国際労働運動)を析出します。労働者の主体性は決して単一の経路を通じて国際労働運動を形成したわけではなく、国際労働運動には、労働者の主体性を調達する(主体性と運動とを媒介する)複数の経路があったのです。この経路の相違によって、当時の国際労働運動をいくつかの形態に分類できます。

### (1) 労働者の団結・運動・自己認識の即自的な形態 —「地域的な同職クラブ」—

---

\*5 なお、かつて、労働運動と社会主義運動の共通性や重なりを、もしくは被指導・指導の関係を、過度に、しかも無前提に想定する傾向がありましたが、本報告は労働運動と社会主義運動とは本来的に別種の概念であると考えます。労働運動とは労働者を主たる担い手とする運動であり、社会主義運動とは、共同体・身分制など是非もない定の復活を指向するの(共産主義)ではなく、かといって、市場経済と資本主義に任せておけば全てが効率的で公正になされると期待する脳天気な思想でもなく、人びとの自由意思に基づく協同性に人間関係と経済とを再編することを —それゆえ、協同性への出入り(exit)の自由と、共同性への発言権(voice)の双方を確保することを— よしとする思想にもとづいてなされる運動を意味します。一方は主体に、他方は目的に注目しているのであって、別の概念です。むろん、それらが重なりや協調・相互促進を見せる局面もあるが、両者が背き、矛盾し、敵対する局面も何ら否定できません。本報告で扱う第一のグローバル経済期は、それ以前と比べても、それ以後の現在までと比べても、両者が比較的風通しよく両立し、共に手を携えて進むことのできた時期ではありますが、それでも、労働運動と社会主義運動の間には無視しえぬ齟齬や摩擦があったことはいまでもありません。

いうまでもなく、このように主体性を運動に繋げる媒介物に注目するということは、労働者にとって直接的で日常的な団結・運動・自己認識のあり方と、より間接的で、構成的・思弁的な団結・運動・自己認識のあり方とを区別しようという発想(G. ルカーチ流の階級意識論)に基づいています。つまり、労働者にとって即自的(an sich)なのは、同じ職能の、同一地域における団結・運動・自己認識であって、それは労働組合史研究では通常、地域的な同職クラブ(local trade club)という現象をとったと考えられています\*6。同じ職能であるということは、同一の産業ないし企業に従事していても、職能(誤解をおそれずに現在の日本語で表現するなら、「格」=「熟練度」(技能の相違ではなく、仕事の格(と仕事を正當に担うことのできる人の格)の高低)が異なる者は「仲間(fellow, brethren, "us")」ではなく、「他人(other trade, alien, "them")」であるし、同一職能を称していても、どのようにしてその職能に就いたのか(つまり入職経路)が判然としない他地域の連中も、にわかには仲間とは認めがたいということになります。同じ経路を通じて入職する「正當な資格」を有する者は、絶対的に仲間であって、いつ、いかなる場合も助け合わねばなりません。助け合うために、同職クラブはほぼ例外なく何らかの共済機能(と慈善機能\*7)を有するようになります。最も貧しい場合には、仲間が亡くなった際には仲間内で葬送だけはするというのが最低限の共済機能ですが、そこから葬儀手当、寡婦一時金、遺児年金、さらに疾病手当、失業手当、争議手当、老齡年金、障害年金、求職移動手当など、労働者の同職的な団結は実にさまざまな共済機能を発達させました。

こうした同職団体の共済機能に混乱を及ぼす要因が、労働者の移動と、技術革新にともなう新職種が登場とでした。自分たちの地域で自分たちの職能の需給バランスが崩れ、供給過剰になった場合、仲間の何人かはその地を去って、新天地を求める旅に出ることになるでしょう。多少の惜別の念はあるかもしれませんが、共済機能から求職旅費を支給すれば、同職クラブの成員からは外れ、団体的な関心の外側の問題となります。逆に、外部から、同職と称する者がその地域に入ってくる場合、その人物が本当に、自分たちが正當と認める経路で入職した(≡正規の徒弟修行を経た)のか否かを確認しようとするでしょう。そのために、その人物の出身地の同職クラブに照会状を發して回答を待ち、また、試用期間内に、職能に恥じない資質を有しているかどうか—単なる技能の問題ではなく、その「職業の世界」\*8の常識や、仲間として信頼しうる人間性なども含めて—を確認しようとしたのです。地域間の移動が頻繁になれば、一件ごとの移動について照会状や試用期間内の能力確認をしていたのでは、煩雑で、同職クラブの負担は増すばかりとなるから、頻繁に行き来のある諸地域の同職クラブの間では、入職資格について、出身地域で正當とみ

---

\*6 従来の労働組合史研究における地域的同職クラブという概念は、暗黙のうちに、その同職クラブの成員は、言語と性を同じうするということを、また、ときには宗教・宗派も同じうすることを、前提にしてきました。第一のグローバル経済期の国際労働運動においても、言語と性をいかに処理するかは重要な問題であり続けました。また、宗教・宗派に関しては、当時の国際労働運動の多くは、ほぼ暗黙のうちに、キリスト教(殊に東方正教会を除くカトリック起源の)諸派の信徒・会衆もしくはユダヤ教徒(の親から産まれたこと)を前提にしていました。すなわち、キリスト教ないしユダヤ教の文化的基盤のうえで自覚的に選び取られた無神論者は容認されていたのです。

\*7 労働組合における共済機能と慈善機能の関係については、小野塚[2012]を参照してください。

\*8 「職業の世界」という概念については、榎・小野塚[2014]序章(小野塚)を参照してください。

なされているものなら、他地域でもそれを正当な資格とみなすという、相互承認関係が形成されるでしょう。また、それを端的に少年期に最低5年間の徒弟修行といった仕方で明文化して、多数の地域を包含する共通資格を形成するでしょう。こうした共通入職資格は、すでに中世後期～近世のギルド(ツunft、コンパニョナージュ)において、大陸諸国では成立しており、それを背景にして、「遍歴(journey, tramping)」という入職直後の青年期の求職移動の制度が機能していました。同職の者の地域間移動をどのように扱うかという問題が、労働者にとって最も直接的で日常的な団結・運動・自己認識の延長上に常に発生し、それを処理する仕組みも古くから整備されていたのです。

また、一地域から他地域へ転出すると、元の地域の同職クラブに納入した共済機能の入会金も掛け金も無効となり、新たな地域の同職クラブに改めて入会金と一定期間(たとえば半年)以上の掛け金を払い込むことで初めて受給資格が発生するというのでは、供給過剰地域の労働者にとって移動の誘因は非常に低くなります。したがって、入職資格を相互承認し、共通資格を形成したのちに、地域間で共済機能を自動的に引き継ぐ取り決めが発生することになります。そうすれば、移動しても、新たに入会金を払う必要はなく、移動した時点で完全な受給資格の承認された組合員として扱われることになります\*9。

こうして、地域的な同職クラブは合併や連合関係を繰り返して、職能別の全国組織を形成するし、同一企業で従事することの多い関連職能の場合、一職能の争議行為が他職能すべてにとっては賃金の途絶を意味することが多いので、争議手続きを一職能のクラブに委ねるのではなく、関連職能全体を網羅した地域クラブに預ける方が、争議をめぐる職能間の齟齬軋轢は少なくなります。こうして、職能別の労働組合は、本当に狭い意味での単一職能だけを組織するのではなく、ほぼ同等の入職経路を有する関連職種を束ねた組織へと変貌しますが、それは決して、同一産業に従事するすべての労働者を組織する産業別労働組合や、一企業に雇われるすべての従業員(とはいえ、しばしば、正社員・本工で、同一国籍の者のみ)を組織する企業別組合に、直ちに結びつくわけではありません。

職能別組織と、産業別組織・企業別組織との間には大きな溝があります。それは、同じ(同等の)職能の者(拡大された「仲間」)だけの団結・運動・自己認識か、同等ではない職能 — さらには、「職能(trade)」の語では括ることすらできないような不熟練労働者、女性、外国人など明らかに「格」を異にする者たち — まで含めて、より大きな組織(それゆえ、より安定した共済機能とより大きな交渉力)を目指す団結・運動・自己認識かという相違です。

本報告は、百年以上前の国際労働運動に注目しますが、そこでは、運動指導者たちの自覚的で、構成的で、理性的な側面だけでなく、それらの運動を最も基礎的なところで支えた普通の労働者たちの日常的な団結・運動・自己認識に、まずは注目して、そこからの隔たりに応じて、当時の国際労働運動の諸形態を分類することにしましょう。

## (2) 職能別(ないし産業別)国際労働運動

上述のように、国際労働運動の分類方法を設定するなら、第一に挙げるべき形態が、職能別の国際労働運動であることはいまでもありません。1950年代に陸続と表れた諸研究によって存在が判明している職能別の国際労働運動には、表1に示した31の事例がありま

\*9 地域的同職クラブから職能別全国組織への変化については小野塚[2001]第5章第1節を参照してください。

した<sup>\*10</sup>。

表1 職能別ないし産業別の国際労働運動(第一次世界大戦以前に開始しているもの)

開始・設置の年	参加した職能もしくは産業	本部所在地 (1914年までの)	組織規模(1913年)		主たる後継組織 <sup>*11</sup>
			国数	労働者数	
1878(89)	帽子製造工	パリ⇒アルテンブルク	7	30,000	ITGLFW⇒IndustriALL
1871(89)	煙草製造工	アントウェルペン	9	62,000	IUF
1889	長靴短靴製造工	ツューリヒ	14	156,766	ITGLFW⇒IndustriALL
1889	活版工	ベルリン	17	140,000	FIOT⇒IGF⇒UNI
1889	ダイヤモンド産業	アントウェルペン	7	22,700	UADW
1890	鉱山業(坑内+坑外)	マンチェスタ	9	1,374,000	IMiF⇒ICEM⇒IndustriALL
1891	金属産業	シュトゥットガルト	14	1,106,000	IMwF⇒IndustriALL
1892	ガラス労働者	カーズルフオード⇒ベルリン	7	43,000	
1893	仕立物師	ベルリン	11	107,926	ITGLFW⇒IndustriALL
1893	鉄道業	ロンドン⇒ベルリン	—	—	ITF
1894	繊維産業	マンチェスタ	13	533,000	ITGLFW⇒IndustriALL
1894	毛皮工	ベルリン?	4	2,400	ITGLFW⇒IndustriALL
1896	石版工	ロンドン⇒ベルリン	16	34,000	IGF⇒UNI
1896	醸造工	ベルリン	6	131,000	IUF
1896	海員	ロンドン⇒ベルリン	18	881,950	ITF
1898	鑄造工		?	?	IMF⇒IndustriALL
1902	石工		6	75,000	BWI
1903	建築業	ハンブルク	15	514,909	BWI
1904	木工	シュトゥットガルト⇒ベルリン	19	392,061	BWI
1905	製陶工	ベルリン	8	30,000+	
1907	大工・指物師	ハンブルク	2	85,000	BWI
1907	製本工	ベルリン	13	41,370	IGF⇒UNI
1907	美容師	ハンブルク⇒ベルリン	8	4,500	⇒UNI
1907	自治体労働者	ベルリン	12	100,000	PSI
1907	塗装工	ハンブルク	8	72,642	BWI
1908	不熟練・雑役工		8	302,371	
1908	ホテル・レストラン業	ベルリン	6	19,500	IUF
1910	郵便労働者	ベルン	8	160,000	PTTI⇒UNI
	パン焼工			67,000	IUF
	商業事務員			65,000	FIET⇒UNI
	鞍工			18,000	

データ出所：Dolléans[1953], Lorwin[1953], Joll[1955], Cole[1956], Schevenels[1956], Schevenels[1964], Moran[1964].

\*10 1950年代に、第一次世界大戦以前からの国際労働運動についての記述を含む書物が立て続けに刊行されたのは、世界労連(World Federation of Trade Unions, WFTU, 1945年結成。1913年に結成された国際労連(International Federation of Trade Unions, IFTU, 本節第(3)項参照)の後身の分裂(1949年以降)と国際自由労連(International Confederation of Free Trade Unions, ICFTU)の発生という事態に、運動論としても、学問的にも、何らかの解釈・説明を与える必要が多様に発生したからです。また、第一のグローバル経済期からの国際労働運動を直接的・間接的に経験してきた者たちが現役を退いて、そうした必要性に応える著作を執筆しうようになったという事情も、1950年代の諸著作のいくつかには作用しています。

\*11 後継組織はあくまで主たるそれであって、単組(国別の職能別・産業別労働組合)によっては、ここに表示した後継組織に加盟せず、独立を保ったものも多数あります。また、現在、世界に存在する職能別・産業別国際労働組織は九つのGUFs(global union federations)のいずれかであるとされますが、それらGUFsのいずれにも加盟していない単組(や、GUFの範疇には含まれていない(おもに世界労連(World Federation of Trade Unions, WFTU)傘下の)国際組織を結成しているもの)や、複数のGUFに加盟している単組もあります。製陶工、不熟練・雑役工、鞍工はその後の継承関係が判然としません。

団体名称(和訳) :

BWI: Building and Wood Workers' International(建築工・木工・林業国際労連)

FIET: Fédération internationale des employés, techniciens et cadres(商業事務員・専門職・技術職国際労連)

FIOT: Fédération internationale des ouvriers typographes(国際活版工労連)

ICEM: International Federation of Chemical, Energy, Mine and General Workers' Unions(化学・エネルギー・鉱山・一般労働組合国際連盟)

IGF: International Graphical Federation(国際印刷・製版労連)

IMwF: International Metalworkers' Federation(国際金属労連)

IMiF: International Miners' Federation(国際坑夫連盟)

IndustriALL: IndustriALL Global Union

ITGLWF: International Textile, Garment and Leather Workers' Federation(繊維・被服・皮革国際労連)

ITF: International Transport Workers' Federation(国際運輸労連)

IUF: International Union of Food, Agricultural, Hotel, Restaurant, Catering, Tobacco and Allied Workers' Associations(食品・農産物・ホテル・レストラン・仕出し・煙草及び関連労働組合国際連盟)

PSI: Public Services International(国際公務労連)

PTTI: The Postal, Telegraph and Telephone International(郵便電信電話国際労働組合)

UNI: UNI Global Union, formerly Union Network International (UNI)

この表1を一見してただちにわかるのは、職能別の団体が多いことである。大工・指物師と木工のように、どこで相互に区別していたのか判然としない職能別国際労働運動もあるし、活版工・石版工・製本工のように国別には印刷業の産業別労組を形成するにいたっていた諸職能が、国際的には別々の組織を形成する場合すらありました。

ただし、当初は職能別で出発したものでも早くに産業別への組織統合を進めた国際労働運動もありました。19世紀末の時点で世界最大規模の国際労働運動組織であった国際坑夫連盟(International Miners' Federation, Fédération internationale des mineurs, Internationale Bergarbeiterverband, 1893~1914年)<sup>\*12</sup>は、そのおよそ半数を占めるイギリスの諸組合は、採炭・採石、坑道掘削保守、坑内運搬などの坑内労働者のみを組織していましたが、大陸諸国(ドイツ、オーストリア=ハンガリー帝国(ボヘミア)、フランス、ベルギー、イタリア等)では、機械、通風、揚水、坑外運搬などの坑外労働者も組織する産業別の組合を結成しており、毎年の大会では坑外労働者を組織対象とすべきことが発議され、イギリス側諸組合の消極姿勢によって、第一次世界大戦以前には進展しませんでした。

1893年にチューリヒで始まった国際鉄道労働者委員会(Comité d'étude international des cheminots)は、すでに初発から鉄道業の諸職種を包含する産業別国際組織でしたが、これはさらに、1896にロンドンで始まった海員と港湾労働者の国際労働組織と合併して、1898年には国際運輸労働者労働組合連合(International Transport Workers' Federation)を形成しており、鉄道・海運・港湾を包含する一大産別組織を形成しました。

第二に、表1を見てわかるのは、31の職能別ないし産業別国際労働運動のうち、本部所在地が判明しているのは25ですが、そのうち、第一次世界大戦勃発まで本部をイギリスに置いていたのは坑夫と繊維の二組織だけで、運輸は1904年に本部をロンドンからベルリンに移転し、石版工とガラスもそれぞれ1907年と1908年にイギリスからベルリンに本部を移

---

\*12 報告者は国際坑夫連盟については、別に、政治経済学・経済史学会2018年秋季学術大会(2018年10月20~21日、一橋大学)において、「第一次世界大戦前の炭坑夫の国際労働運動 ―労働基準・移民規制・労組間連帯に注目して― 」と題する自由論題報告を行う予定なので、そちらも参照されたい。



していることです。それ以外の職能別国際労働運動は初発から、大陸諸国、殊にドイツ語圏(ドイツ帝国とスイス連邦のドイツ語圏)およびベルギー(アントウェルペン)に本部を設置していたことです。この第一のグローバル経済期のヨーロッパで持続的に最も高い経済成長を遂げたのがドイツであり、また、言語人口でもドイツ語はロシア語と並んでヨーロッパの最大言語であったため、ドイツの労働組合はイギリスの諸組合と並んで、財政基盤が充実していたことが、多くの団体がドイツに本部を置いた理由と考えられ。イギリスに本部が少なかったもう一つの理由としては、ドイツの諸組合にはドイツ社会民主党(SPD)の影響下にあったものが多く、国際連帯に積極的であったのに対して、イギリスの労働組合主義者(trade unionists, この時代にあつては旧組合主義とほぼ同義)は、例外はありつつも必ずしも国際連帯に積極的ではなかったことも作用しています。さらに、その歴史的背景を探るなら、ヨーロッパ大陸のさまざまな職人・商人は、中世以来、遍歴職人(Wanderburschen)の長い歴史を有しており、仲間(Geselle)を他地域へ送り出すことも、他地域から同職の者を受け入れることにも慣れていました。北欧、フランス、イタリア、ベネルクス、中東欧諸地域のちょうど中心にドイツ語圏諸邦があつたから、大陸の職人にとって、ドイツ語圏を避けて移動するのは困難でし。移動して働き、暮らすことに慣れている者たちが、仲間の移動を管理・統御する国際的な仕組みを整えるのは、第二インターやSPDが「万国の労働者、団結せよ」と呼び掛けており、また、数十年前と比べても鉄道や内陸水運の発達によってヨーロッパ大陸内部の移動がはるかに容易になっている状況にあつては、ごく自然なことであつたに違いありません。

こうして、国際労働運動は何よりもヨーロッパを中心とした職能別(ないし産業別)国際労働運動として発達し、国際会議が定期的開催されただけでなく、国際職能別書記局(international trade secretariats, ITSs)が設置されて、移動の管理、情報収集・蓄積、争議支援などの役割を果たしました。さらに、8時間労働日などの共通労働条件や共通安全衛生基準についても各国の経験を交流しながら、組織力・交渉力において劣る国別職能別組織の支援に当たりました。立法・行政要求を主眼とする労働時間・労働基準法制めぐる国際的取組のほとんどは、1890~1914年の時期に起源があり、そのうちのいくつか(殊に女性・未成年保護、海員・鉱山等の労働基準)については、第一次世界大戦前に国別の法制化が進展し、その他の多くは、第一次世界大戦後に成立したILO条約・勧告の形で実現しました。

### (3) 各国ナショナルセンターの国際労働運動 —ISNTUC/IFTUとISCTU—

上述のような、1880年代末以来の職能別国際労働運動の経験の蓄積は、次に、各国ナショナルセンターの国際組織の設立を要請することとなりました。こうした動きを最初に主導したのが、北欧三国(スウェーデン、デンマーク、ノルウェー)の労働者であつたのは、今から見るなら奇妙なことですが、より南のヨーロッパ諸地域よりも産業化の時期が遅れ(19世紀後半~20世紀初頭)、労働運動の経験の乏しかったこれら三国の労働者たちは、概して自由主義的な政治風土も手伝って、諸種の国民運動・市民運動・自由教会運動などを経験しながら、手を携えて労働運動の手法と組織と交渉力とを蓄積しつつあつたのです。スウェーデンとデンマークではナショナルセンター(Landsorganisationen i Sverige, Landsorganisationen i Danmark, いずれもLOと略記されます)の結成は1898年と遅れました。イギリスのTUCは1868年、ドイツのGGD(ドイツ労働組合総務委員会、

Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands)が1890年、フランスのCGT(労働総同盟、Confédération Générale du Travail)が1895年に、それぞれ結成されています。デンマーク塗装工組合の活動家であり、社会民主党員としても、デンマークLOの立ち上げに尽力したイエンス・イエンスン(Jens Jensen, 1859-1928)は、その余勢を駆って、既に先行している諸国のナショナルセンターとともに国際組織を結成すべきであると主張し、これに、協力したのが、英国労働組合総連盟(British General Federation of Trade Unions)<sup>\*13</sup>の初代書記長を務めたアイザック・ミッチェル(Isaac Mitchell, 1867-1952, 機械工組合(ASE)の組合員でしたが、社会主義的な活動家であり、TUCよりもむしろBGFTUを通じて小組合の政治参加を促進させました)と、GGDの初代議長となったカール・レギーン(Carl Legien, 1861-1920, 木工組合の活動家でSPD党员)でした。19世紀末に各国でほぼ同時期に登場した新しいタイプの労働組合活動家たちによって、1901年に、労働組合ナショナルセンター国際書記局(International Secretariat of National Trade Union Centres, ISNTUC)が結成され、イエンスンのいるデンマークに本部を置いた。1903年には、レギーンが書記長となって本部もベルリンに移転しました。1913年のチューリヒ大会で、名称を国際労働組合連盟(International Federation of Trade Unions, IFTU)に改め、その時点でベルリンの本部には12人の常勤職員(イギリス4人、スイス4人、ドイツ2人、アメリカ合衆国1人、デンマーク1人)を擁していましたが、第一次世界大戦の勃発により、この組織も連合国、同盟国、中立国の三組織に分裂してしまいました。

また、労働問題に配慮を促す教皇回勅「レールム・ノヴァールム(Rerum novarum)」(1891年)<sup>\*14</sup>から遅れること17年、8カ国のカトリック系労働組合が1908年に、チューリヒで会合して、キリスト教労働組合国際書記局(International Secretariat of Christian Trade Unions, ISCTU)を結成しました。ISNTUCとISCTUの二つがこの時期のナショナルセンターの国際組織で、戦間期・第二次世界大戦期のIFTUとキリスト教労働組合国際連盟(International Federation of Christian Trade Unions, IFCTU)の直接的な前身となります。

#### (4) 非労働組合的な国際労働運動

労働者にとって最も直接的で日常的な団結・運動・自己認識のあり方が同一の職能に根ざすものだとするならば、彼らの主体性を国際労働運動に媒介するうえでも、職能別の運動こそが彼らの日常感覚に最も近い運動形態であり、その次に、そうした職能別(ないし産業別)の国別ナショナルセンターの国際組織が彼らの労働者としての感覚に近いでしょう。

もし、労働運動を、職能や「職業の世界」といった即自的な意識にしか立脚しないと見るならば、国際労働運動も職能別(ないし)産業別のそれと、ナショナルセンターの国際連帯の二形態しか存在しえないこととなりますが、現実には、そうした労働組合的な性格を有さないものの、労働者が主体となった国際的な運動はいくらかも発見できるのです。つまり、第一のグローバル経済期の労働者たちには、職能よりも、より間接的で、構成的・思弁的な団結・運動・自己認識のあり方もありました。

---

\*13 英国労働組合総連盟は、TUCとは異なり、比較的小規模で手工的な基盤を有する帽子製造工、刷毛製造工、煙草製造工、レース工などの労働組合のナショナルセンターで、1899年に結成されました。

\*14 教皇回勅「レールム・ノヴァールム」については、簡単には、小野塚[2018]第7章第3節と第17章第4節を、および第17章の参考文献を参照されたい。

こうした第三の形態の国際労働運動は、その目的から見るなら、平和運動、社会主義運動、文化運動のいずれかに分類できます。いずれも次節で、その機能について述べることにしましょう。なお、本報告が扱う第一次世界大戦前の国際労働運動のほとんどはヨーロッパの諸組合・団体を中心としており、若干のアメリカ合衆国の組織が加わりはしましたが、それ以外は、アジア、アフリカ、大洋州、アメリカからの参加はほとんどありません<sup>\*15</sup>。例外的に多くの書物で論じられてきたのが、日本の社会主義／労働組合運動であって、殊に片山潜の名はさまざまに語られてきました。片山の名は、同時代にあっても、さまざまところで知られていました。国際集会にしばしば出席し<sup>\*16</sup>、また、国際社会主義書記局との間の通信往来などで名を残していますし、1897年にイギリスの機械産業で発生した大ロックアウトの際に、英国合同機械工組合(ASE)に、日本鉄工組合を代表して、連帯の挨拶を送り、ASE側の争議報告書にも記載されています。

## II 国際労働運動の諸機能

国際労働運動の諸機能を、従来の教条にしたがって、「経済闘争、政治闘争、思想(文化)闘争」の諸機能に整理することは不可能ではないかもしれませんが、ここでは、あまり有益ではないので採用しません。たとえば、増税反対は経済闘争か政治闘争かといった混乱がありうるし、八時間労働日という当時の労働運動に共通する最大の要求項目は、経済闘争でもあり、政治闘争でもあり、文化闘争でもあったわけです。そうした多面性こそが当時の運動を特徴づけているからです。

したがって、本節では当時の国際労働運動の当事者たちが明晰に認識した仕方にしたって、(1)供給制限機能、(2)立法・行政要求機能、(3)平和運動機能、および(4)国際連帯機能の四つをまず析出し、それに加えて、当時は必ずしも共有されも、自覚されもしていなかった機能として、(5)文化交流機能、(6)記録作成・保存機能、そして、(7)それら諸機能が複合して当該時期以降の経営者・政府・議会に与えた影響を析出することにしましょう。

### (1) 供給制限機能 —労働者の国際カルテル—

第I節第(1)項でも概観したように、供給される労働の量もしくは製品の量を制限するというのは、古く中世からギルドが行ってきた機能です。市場でおのれの労働ないしおのれの労働の生産物を売ることによって生活を成り立たせている者たちにとって、労働もしくは生産物の供給量を制限するというのは、おのれを保護する最も自然な方法でしょう。市場経済の確立期に市場経済の「自然な状態」を研究したアダム・スミスが説いたように、おのれに有利なように需給を調節する団結(combination)はごく自然に発生するのです。

労働運動によく見られる供給制限の手段は、労働者数制限と、労働時間制限と、労働強度(速度・効率)の制限の三つです。徒弟制度に基づく明示的な入職規制は労働者数制限の

---

\*15 Cole[1956]は例外的に、ヨーロッパ以外についても可能な限り調べて、述べている書物である。同書は第21章でアメリカ合衆国とカナダを論じたあと、続く6章で、それぞれ、ラテンアメリカとメキシコ革命、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、中国、そして日本を論じています。

\*16 1904年にアムステルダムで開催された第二インターの第5回会合に、国際社会主義書記局の委員として出席して、ロシアから出席していたプレハーノフと固い握手を交わして、交戦国同士でも社会主義者は争わないこと(労働者階級の国際的な連帯)を誇示しました。

わかりやすい事例ですが、表1に示した諸職能のほとんどには、徒弟制度ないしそれに類似した入職資格認定の取り決めがありました。したがって、明示的な入職規制の是非が、この時期の職能別国際労働運動において達成すべき課題として表だって議論されたことはほとんどありません。この時代には、入職規制とはそれほどに当然のことだったのです。つまり、第一のグローバル経済期の職能別国際労働運動は決して普遍主義的な原理を帯びてはおらず、むしろ、特定の者たちは入職できるが、それ以外の者は論を俟たない津前のこととして入職できない非普遍主義=個別主義(particularism)で特徴付けられてきました。

このように入職規制が実際に機能している場合には、労働者数の制限は、国際労働運動では、女性労働・年少労働の「保護」<sup>\*17</sup>、外国人労働者の排除<sup>\*18</sup>、他地域・他国への移住奨励、スト破り流入阻止などの形をとってなされました。これらはいずれも、やはり非普遍主義の特徴を示しています。「誰もが、いつでも、どこでも、何でもできる」わけではなかったのです。他地域・他国への移住を奨励するというのは、中世ギルドの遍歴制度以来、早くとも20世紀初頭までは用いられ続けた手段でした。逆に、争議中に、他地域・他国からスト破り労働者が流入するのを阻止するのも供給制限機能の争議時における発現形態です。1871年にイングランド北東部で九時間への短縮を求めて機械工の大争議が発生した際に、大陸諸国、殊に普仏戦争終了後のドイツから、大量のスト破り労働者の導入が試みられてから、国境を超えたスト破りの導入はさまざまな業種で常態となりました。

労働時間制限、殊に、八時間労働日の実現こそは、この時期の国際労働運動にあっては、職能別国際書記局、ナショナルセンターの国際書記局、社会主義運動などのいずれにおいても、最も重視された課題でした。ただし、その方法をめぐっては、労使間の団体協約による八時間労働日の実現、ゼネストによる一挙的な実現、法制化による八時間労働日の実現など、さまざまな見解に分かれました。このうち、団体協約とゼネストは、それ自身が供給制限に基づく交渉力・闘争力を背景にして、経営側に八時間を認めさせるという発想だから、供給制限機能の中で自己完結した原理です。—ただし一方は平和的かつ漸次的であり、他方は戦闘的かつ一挙的な原理という対照は見せませぬ—が、法定八時間労働日という発想は、標準労働時間短縮による供給制限という機能を、もう一つの立法・行政要求機能で実現しようという、諸機能間に目的手段関係が構成されるやや複雑な組立の考え方に基づいていました。同様に、この時期の坑夫の国際労働運動に見られた炭鉱国有化要求も、炭鉱の国有化という法的・行政的な手段を用いて、個別炭鉱の過当競争・飢餓販売(=過剰供給)を規制する(供給制限する)という目的を達そうとする発想に基づいていました。こうした、立法・行政要求機能を手段として、恒常的な供給制限状態を実現しようという考え方を、のちの労働組合界では、「労働組合の基本的な役割はあくまでも経済闘争であるが、それは政治闘争に下支えされなければ、安定的・全階級的には実現できない」な

\*17 女性労働者や年少労働者を排除することは、しばしば、女性や年少者の「保護」という名目で論じられてきました。「保護」に何らかの人道的な意図が関与していないとまではいえないが、人道的な意図と供給制限の意図(非普遍主義=個別主義)とは十分に両立可能です。

\*18 外国人が全般的に排除されるのではなく、提携関係にある他国の同職組合の正規の成員なら、共通入職規準を満たした者として—そのかぎりでは普遍主義的に—受け容れるが、それ以外の外国人の流入は、「仕事の質の低下」を招き、また「事故・労災」の原因となるとの口実で厳しく排除されました。

どと論じてきましたが<sup>\*19</sup>、これはいささか過度に単純化した定式であって、第一のグローバル経済期の労働運動にあっては、供給制限という労働者たちの本能的といっても差し支えない要求が最大の課題だったのであって、それをいかなる手段で実現するかという解が何通りも模索されていたにすぎません。

労働強度(速度・効率)の制限という言葉遣いを当該時期の国際労働運動の残した史料から発見するのは困難ですが、国際職能別書記局が、傘下の各国組合から提供された情報をもとにして、労働者数、総労働時間、供給量(産出量)、価格などの時系列的な表を作成することはしばしば見られ、現在なら「労働者一人当たり労働生産性」と呼ぶのと類似の概念を彼らも有していたことを示唆しています。

古くからの供給制限機能が、この時期になって、新たに国際的な労働運動によって国境を超えて担われるようになったのには、いくつかの理由が作用しています。まず、第一に、多くの職能において「熟練の危機」とでもいうべき入職資格の弛緩状況が発生したことが挙げられるでしょう。それは部分的には技術革新や製造方法の変化に起因するものであり、また、他方では、廉価版の大衆品市場の登場に起因するものでもありました。そうした技術・製法の変化と市場の変化が、従来なら入職資格を持ちえなかった女性・年少者・外国人を当該職能に導入する ―非普遍主義の壁を破壊する― 誘因となったのです。第二に、従来からの沿岸航路に加えて、ヨーロッパ各地を結ぶ鉄道網の完成、運河の開削や河港整備などによる内陸水運の充実、そして自動車輸送の登場によって、供給側は従来よりも広い市場に進出する商機をつかみ、そのことは、当時の安定的な経済成長・産業発展とあいまって、経営側にとって供給量を増加させる誘因として作用しました。その結果、多くの産業・職種で、実際の市場の成長率以上に供給量が増加すると、慢性的な供給過剰状態と過当競争をもたらすことになりましたが、経営者も国家も、国境を超えた供給過剰と過当競争に対応する手段を、この時期には持っていませんでした。国内的にはさまざまな製品について事細かにカルテルやプールが形成され、供給調整、価格調整、さらに利潤均分の役割まで果たすようになってはいましたが、国境を超えた国際カルテルは第一次世界大戦後の国際鉄鋼カルテルを俟たなければ形成されませんでした<sup>\*20</sup>。さらに、そうした生産調整に国家が関与するのは第二次世界大戦後のヨーロッパ石炭鉄鋼共同体やヨーロッパ経済共同体の共通市場政策からです。経営側も国家も無策であった第一次世界大戦前の供給過剰・過当競争に対して、いち早く対応しえたのが、国際労働運動でした。そこでは、確かに、「万国の労働者、団結せよ」のスローガンを聞くことができますが、それは必ずしも、単に社会主義運動の主張にとどまらず、むしろ、社会主義的な教義を有する労働運動だけでなく、イギリス流の労働組合主義であれ、ラテン系言語諸国の組合主義サンディカリズムであれ、またカトリック系の労働運動であれ、すべての労働者が共通して首肯しえたのが、労働者側の国際カルテルを通じた供給制限でした。それは、こうしたさまざまな運動潮流のいずれにと

---

\*19 「労働組合は経済闘争だけでなく、政治闘争と思想(文化)闘争もしなければ、十全な役割を果たせない」という命題が、戦術的に意味をもちうる状況があった(あるいは、今後もあるかもしれない)ことは否定しませんが、この命題を、こうした命題が成立する以前の労働運動にも無批判に当てはめるだけでは、過去の労働運動の担い手たちの認識構造を理解する妨げになる危険なしとはしないでしょう。

\*20 企業間の市場分割協定は、この時代にはマーガリンやダイナマイトなどの新商品分野にはありました。

っても、自分たちの信ずるそれぞれの理想に近付くための最も有効な手段の一つと考えられていたのです。

第一のグローバル経済において、比較劣位業種・地域の衰退という「繁栄の中の苦難」に対しては社会主義とナショナリズムがそれぞれに解釈を唱え、自由主義はまったく無策であったのに対して<sup>\*21</sup>、成長余力のあった比較優位業種にあっても回避できなかった慢性的供給過剰や過当競争という「繁栄の中の苦難」には、労働者側が、企業や国家に先駆けて、国際カルテルで対応しようとしたことは、いま改めて注目されてもよいでしょう。第一に両様の「繁栄の中の苦難」へのナショナリズムの対応が各国の民衆と政治指導者とメディアとを徐々に戦争の方向に押し遣ったのに対して、供給過剰・過当競争という苦難には労働者側の広範な国際カルテルが対応しようとしており、それは「繁栄の中の苦難」を消滅させることはできなかったかもしれませんが、ナショナリズムが戦争への道を用意するよりも早く、苦難を軽減することができた — それゆえ、ナショナリズムが増長するのを防止しうる — 可能性があったからです。第二に、労働者側の国際カルテルによって、労働者にとってのさまざまな反理想を回避し、多様な理想に近付こうとする発想は、現在の国際労働運動では、はなはだ微弱だからです<sup>\*22</sup>。

## (2) 立法・行政要求機能<sup>\*23</sup>

すでに前項でも見たように、当時の国際労働運動は、八時間労働日の実現の一方法としてだけでなく、女性・児童「保護」の手段としても、また、共通労働条件や共通安全衛生基準の実現のためにも、国家の立法的介入と行政的介入とをさまざまな仕方で求めていました。むろん、国による差は大きく、概してヨーロッパ大陸の北側の諸国(ドイツ、ベネル

---

\*21 第一のグローバル経済における「繁栄の中の苦難」の社会主義的解釈・ナショナリスト的解釈と、開戦原因の関係については、小野塚[2014]序章、第4～6章、および終章を参照してください。

\*22 「カルテル」という語には、自由競争を損なう悪しき慣行であるという印象が、おもに英語圏(殊にアメリカ)の経済学や政策思想によって強烈に付与されてきましたが、人が市場で生きるうえで、最も自然なあり方がカルテルや談合であって、絵に描いたような完全競争市場での諸個人の自由な競争を通じてのみ、最も効率的な配分が可能となるなどというのは、絵に描いたような経済理論の戯言にすぎません。問題はカルテルや談合を直ちに悪と決め付けることによって解決するのではなく、カルテルや談合の内部の諸個人と外部の諸個人の自由や権利に及ぼす毀損と、カルテルや談合の望ましい効果(無益な競争をやめ、成員を保護するという効果)との間にどのような折り合いが可能かを問う倫理的な実践によってこそ解決するでしょう。たとえば、そこでは、強者のカルテルは弱者のカルテルと比べたら正当化しがたいことになります。いかなる団結・結合関係を容認するかという経済的自由主義の根本問題については岡田[1987]と岡田[2014]を参照してください。

\*23 労働運動が反理想を回避し、理想に近付くために、国家権力を利用しようとする発想は、労働審判など司法的なものを除くなら、「立法・行政要求」と呼ぶのが平明で自然だが、日本では、これはしばしば「政策・制度要求」という奇妙な語で論じられてきた。この語は、中国語や朝鮮語だけでなく、ヨーロッパ諸言語にもただちには翻訳しがたい独特の含意を有している。そもそも、政策も制度も国家に特有のことがらではなく、企業にも、もろもろの団体や運動にも、およそ社会的なところ(人間関係)に通有することがらであって、中央政府・議会や地方自治体・地方議会に対する政治的な要求のみを、「政策・制度要求」と呼んできたのは、旧同盟・全民労協・連合系の諸労組に特有のある種の隠語 — 「労働運動は経済闘争だけでは駄目で、政治闘争も思想闘争も必須である」という別の労組隠語に対抗する(もしくは、その隠語からなされる批判をうやむやにする)ための隠語 — にすぎず、概念の厳密さを欠くから、学問的には用いがたい。

クス、北欧)の労働運動では国家介入に期待する傾向が強く、イギリスの古い労働組合主義は、自由党との連携路線(Lib-Labism)を通じて、国家介入は海運や鉱山など特殊業種と、女性・児童に限定し、むしろ、おのれの交渉力を武器に経営者団体との間に協約を締結する—そのために必要な場合は争議に入る可能性も僅かに留保する—ことで、有利な条件を獲得することを目指していました。とはいえ、そのイギリスでも、1880年代以降は国家介入を求める思想潮流(イギリス版の介入的自由主義としての「新自由主義(New Liberalism)」と労働運動の新潮流(新組合主義(New Unionism))も登場し、重要産業国有化などの社会主義的な綱領も採用されるようになってきました。フランスやイタリアでは組合主義が無政府主義と結び付いて(アナルコ=サンディカリズム)、サン=シモン流の組合ネットワーク社会を目指していましたから、国家介入を求める発想は元来は弱かったのですが、世紀転換期以降は、やはり、「保護」や安全衛生問題に加えて、老齢年金など社会保険の分野でも国家介入を求める新しい思想・運動潮流—たとえばフランス流の介入的自由主義としての「社会連帯(solidarité sociale)」—が登場し、ルプレーやL.ブルジョワらの社会学や社会カトリシズムの諸潮流とも交錯しながら、やはり立法的・行政的な国家介入を求める思想は無視しえない勢力になっていました。

従来は、国別に、それぞれの事情を勘案しながら、立法・行政要求はなされてきたのですが、そこに、ある種の国際標準を明示し、その実現に向かって各国の労働者が連帯して進むために、情報や経験を共有し、また、こうした国際標準を支持する世論と政治家を獲得しようとするのが、この時期の立法・行政要求機能の実態であって、必ずしも、ただちに各国で、易々と「国際標準」が達成されたわけではありません。

しかし、第一次世界大戦戦後処理(ヴェルサイユ講和条約)の副産物として国際連盟とILOが産まれるよりも四半世紀も前に、また、ヨーロッパ統合の中でヨーロッパ標準の労働条件と安全衛生基準が議論され始めるよりも60年以上前に、共通条件・共通基準が構想されていたということも、いま、共通条件・共通基準の形骸化や低位平準化が進んでいる中(また、共通条件・共通基準以前の、ありていにいうならILO条約や勧告の多くを批准していない諸国に生産拠点を移した結果、文字通りグローバルに供給連鎖が形成されている状況)では、あらためて注目されてよいでしょう。

### (3) 平和運動機能

第二インター系の社会主義的労働運動が1889/90年以来一貫して、平和運動に取り組んできたのはいうまでもありませんが、1905年の第一次モロッコ危機(タンジール事件)に際しては、それ以外の労働組合主義(自由主義)系、保守系、キリスト教系の労働運動も戦争／平和の問題に関心を示し始めた。また、オーストリア=ハンガリー帝国の西南辺境の都市トリエステやトレンティーノ地方では、イタリア語話者の自治要求(たとえば、イタリア語大学の設置、イタリア語中等教育の制度化など)だけでなく、さらにイッレデンティズモ(irredentismo, 「[イタリアの]失地回復要求」)が高まっていたましたが、1905年以降いくたびか、イタリア王国の社会主義系労働者と、オーストリア=ハンガリー帝国のイタリア語話者社会主義系労働者の間で共同の反戦運動を展開するようになりました。「平和」はこの時期の国際労働運動において、政治信条、思想、宗派を超えて共有された課題であったのです。この点も、現在の国際労働運動がこうした問題に殆ど取り組んでいないことと

くらべるなら、大いに注目されてよいことでしょう。現在の方が、第一次世界大戦前よりも、はるかに平和で安全な状態であると考えるのは、明らかに脳天気だからです。

#### (4) 国際連帯機能

労働者間の国際連帯については、特にいうまでもないことですが、この時期には、金銭面での争議支援(醸金活動)と、労働市場面での争議支援(スト破り規制)がしばしば組み込まれたほか、職能別の国境を超えたゼネストなども構想されてはいました。供給制限という基本的な発想から国際連帯を構想するなら、国際ゼネストに到達せざるをえなかったのですが、イギリスの労働組合主義的な組合の —ヨーロッパ大陸諸国の労組に比して恵まれた労働条件をすでに獲得していたこともあって— 消極姿勢に阻まれて実現しませんでした。ただし、こうしたイギリスの諸組合も大陸諸国の「仲間」たちが争議に立ち上がった際には、活発な醸金活動を繰り広げて支援に乗り出したから、供給制限という方向性での国際連帯に背を向けていたわけではありません。

#### (5) 文化交流機能

すでに予定の紙数を大幅に超過しているので、多くを論ずることはしませんが、当時の国際労働運動は、上述の四つの機能を意識的に追求する中で、結果として、文化交流、記録作成・保存、そして同時代以降の政府・経営者に対して強力な圧力を形成する機能も有していました。

頻繁に国際集会を開催することによって、国境を超えた飲食や交際の文化が形成されたことはいうまでもありませんが、そのほかに注目すべきなのは、人類が史上初めて、国境を超えて同一の歌を歌うようになったのが、この時期の欧米の労働者たちであったということです<sup>\*24</sup>。最も早くから国際的に歌われていたのは、フランス国歌であった「ラ・マルセイユーズ(La Marseillaise)」と、ドイツ帝国成立以前から事実上のドイツ国歌であった「ラインの護り(Die Wacht am Rhein)」の替え歌で、1870～80年代からスイスなどヨーロッパ諸国の労働者の間で、社会主義的な労働者解放の歌として歌われるようになりました。

その名も「インターナショナル」は、パリ・コミューヌの最中にポティエ(Eugène Pottier, 1816-1887)が作詞し、1888年にリール(フランス北部、ベルギーとの国境近くの繊維産業・木工業都市)の音楽愛好家の木工ドジェーテル(Pierre Degeyter, 1848, ベルギー-1932)が作曲して、同市の合唱団「労働者たちの豎琴(La Lyre des Travailleurs)」によって初演されました。この歌は1896年には、同市で開催されたフランス労働者党(Parti Ouvrier Français, POF, いわゆるゲード派社会主義者たちの政党)大会で、歌われ、来賓として臨席していたドイツ社会民主党の活動家たちに知られるようになり、20世紀初頭までにはヨーロッパおよびアメリカ合衆国の多くの労働者たちに歌われるようになりました。繊維産業と木工業には職能別国際労働運動が成立していたので、そこでも歌われたことでしょう。

赤旗の歌(The Red Flag)は1889年12月のロンドン港湾ストライキの際に、それを組織したコネル(Jim Connell, 1852-1929)が、シュレーゲン民謡「樅の木(O Tannenbaum)」の曲に合わせて詞を書き、歌われるようになった歌です。イギリスの労働運動でただちに広ま

---

\*24 国際労働運動における音楽の越境適性格について詳しくは、小野塚[2004]および小野塚[2017]を参照されたい。



ただだけでなく、アメリカの世界産業労働者組合(Industrial Workers of the World, IWW)でも歌われ、また、ヨーロッパ諸国にも伝わりました。この歌を最初に歌ったのも、19世紀末に国際産業別労働運動を展開した海員・港湾労働者でした。日本では「ワルシャワ労働歌」の名で知られる「ワルシャワの歌(Warszawianka)」は、1905年革命の際にワルシャワで歌われて、ただちにロシアをはじめヨーロッパ諸国に伝わりました。

現在まで、社会主義運動・労働運動の国際的な歌として知られているこれら5曲が国境を超えた労働者の歌となったのは、いずれも第一のグローバル経済の時期だったのです。第一次世界大戦以降に国境を超えた運動歌となったのが、いまでは、「国際学生連盟の歌(Гимн Международного Союза студентов)」(1949年)と「ベンセレーモス(Venceremos)」(1971年)くらいしか知られていないのに比べるなら、第一次世界大戦以前の国際労働運動の文化交流機能の高さを知ることができるでしょう。また、現在では、多くの労働組合がこうした歌の「伝統」を放棄してしまった—すなわち、他国の労働者たちと共通に(母語の歌詞で)歌うことのできる歌も、その機会もない—状況を考えるなら、これも注目すべきことがらでしょう。

#### (6) 記録作成・保存機能

第一次世界大戦以前の労働運動も、むろん、音楽や旗、図像(ロゴやポスター)、共通の色などの非文字的な表象を多用しましたが、現在の運動に比べるなら、彼らは圧倒的に文字化された媒体—ビラ、月報、年報、大会議案書、大会報告書、機関紙、パンフレット等々—を活用しました。Kennedy & Nicholls[1981]でポール・ケネディが嘆いたように、第一次世界大戦前の労働運動、社会主義運動、女性運動が残した膨大な文書に比べるなら、ナショナリストや人種主義の運動が残した文書は非常に少ないです。いまも、われわれが、第一次世界大戦以前の政治運動・社会運動という、圧倒的に前者を思い浮かべ、ナショナリズム・帝国主義や人種主義の大衆的運動を思い浮かべることができないほどに、当時の運動の実態とは不釣り合いに、前者がいまでも注目されているのは、労働運動が文字化した記録を丹念に残す傾向を広く共有していたからなのです。

#### (7) 複合的機能—同時代以降への圧力形成機能—

第一次世界大戦以前の国際労働運動は、次節で概観するように、必ずしも赫々たる成果を残せたわけではありませんが、しかし、彼らの運動は、同時代以降—ことに第一次世界大戦直後—の政治家と経営者には大きな脅威を感じさせる機能を有していました。この点については、次節第(2)項で述べることにしましょう。

#### (8) 当時は存在しなかった機能

以上、本報告は、第一のグローバル経済期の国際労働運動の諸機能を整理し、その多くが現在の国際労働運動では失われているか、少なくとも微弱になっていると述べてきました。では、第一次世界大戦期以降、現在まで百年余の国際労働運動にはあって、第一のグローバル経済期の国際労働運動に欠けていた機能はなかったのでしょうか。これも詳説する余裕はありませんが、①労働運動を国策に追随させる機能、②労働者を政治的に囲い込む機能、そして、③企業の多国籍展開によって発生した供給連鎖への対応の三つは、当時の運動には欠けていて、第一次世界大戦以降の労働運動には備わっている機能です。簡単に表現するなら、第一次世界大戦以降の運動は、国家と政治と企業の要請に対応する機能

は肥大化させてきましたが、労働者たちの理想を追求し、反理想を回避する機能は —「理想を追求し、反理想を回避する」以前に、「理想」や「反理想」を語ること自体は— 衰弱させてきたのです。

### Ⅲ 忘却された理由

以上、本報告は、第一次世界大戦以前に、おもにヨーロッパで、若干はアメリカ合衆国や日本も関わる形で、展開してきた国際労働運動の多彩な機能を —当事者たちが必ずしも自覚していなかった多様な機能も含めて— 整理して、概観してきました。

しかし、それらの諸機能を有する国際労働運動が、第一次世界大戦前に展開していたこと自体は、いまでは、ほぼ完全に忘れられています。以下では、なぜ、それらが忘れ去られたのかを考えてみましょう。その理由は、彼らの運動が展開していたその時代に属する理由と、その後の時代に属する理由と、現在のわれわれの認識枠組に関わる理由の三つに分けることが可能です。

#### (1) 同時代的な理由

第一に、彼らの運動は若干の部分的な成果は挙げたとしても、それはわずかであって、それも、第一次世界大戦の勃発で雲散霧消してしまいました。ことに、第一次世界大戦以前の国際労働運動を組織や財政の面で主導したドイツ語圏の労働運動が、その他の地域の運動から切断されてしまったことは非常に大きな痛手となりました。また、イギリスとフランスでは、労働者大衆も含む国民が、ドイツに対す根深い敵愾心と懲罰的復讐心と警戒心を抱き、戦後もそれを解かなかったことも、戦前と同じ水準・同じ機能で、国際労働運動が第一次世界大戦後に復活しえなかった主体的な要因を形成しています。

第二に、国際職能別運動、ナショナルセンターの国際労働運動、非労組的な国際労働運動(ことに第二インターを含む社会主義運動と平和運動)は、第一次世界大戦の開戦にともなって、明瞭に失敗を露呈したのです。労働供給を国際的に制限する機能も、平和運動機能も、国際連帯機能も明瞭に、開戦と同時にほとんどの労働運動が戦争協力を表明することによって、損なわれました。戦争協力は「城内平和(Brugfriede)」の名の下になされたから、立法・行政要求機能は戦時中にはほとんど停止され、むしろ、国策に労働側が一方的に協力する新たな機能が大战中に肥大化すらしました。

彼らは赫々たる成果を残せなかつただけでなく、明瞭に失敗したのです。この明瞭な失敗が開戦時に一挙に噴出した理由は、彼ら自身の心の内なる「愛国心」を平和的に統御できなかったことに求めることができるとの仮説的な枠組を、報告者は以前に示したことがあります(小野塚[2014]終章参照)。国際労連は、第一次世界大戦後、1919年には早くもベルン(スイス)を本拠地に復活するのですが、それも結局は、「ファシズムを許し、もう一つの大戦を防ぐ」ことに失敗しました。国際労連のこの二重の失敗の反省の上に、世界労連が第二次世界大戦後すぐに結成されましたが、これも、冷戦激化の中で、国策と政治に引き摺られる形で、大分裂を経験して、ヨーロッパの社会主義国の崩壊以降は、第二のグローバル化の進展に対応する余力を示さずに、衰微しつつあります。

#### (2) 歴史的な理由 —その後の国際労働運動の経緯に起因する理由—

第一のグローバル経済期以降に属する忘却理由のうち、最も直接的に明瞭な効果を発生

したのは、1919年にヴェルサイユ講和条約の締結にともなって結成されたILOです。第一次世界大戦が、労働者や農民たちの支持の下に始まることができたがゆえに、国際労働運動は失敗したのではあるとするなら、労働者・農民・兵士など広範な国民の厭戦気分が原因で四つの帝国(ロシア、ドイツ、オーストリア=ハンガリー、およびオスマン)で革命が発生して、戦争を否応なく一戦場での勝敗とは関係なしに一終わらせなければならなかったということは、戦勝国も含む各国の政治家と経営者たちに、国際労働運動の復活への恐怖心を掻き立てることとなりました。国際労連の復活以前に、ヴェルサイユ条約第13篇の諸条項によってILOの結成が取り決められたのは、この恐怖心の強さと素早さを物語っています。しかも、ロシアに成立した社会主義体制は、連合国の干渉戦争にもかかわらず潰されることなく、「革命」を継続させ、それ以外の国々の内部にも、ソ連体制の支持者を獲得しましたから、社会主義革命の波及を防ぐことも急務でした。ILO憲章前文に、「普遍的で持続的な平和は、社会正義によってのみもたらされる」と記されているのは、いま読むなら、かなり奇妙な文言ですが、戦争の始まり方と終わり方をつぶさに知っている交戦国の政治家たちにとって、「社会正義」という名の報償(あるいは「餌」)を民衆に与えなければ、資本主義体制を安定的には維持しがたいというのが、ヴェルサイユ講和会議参加国の指導者たちの一致した認識であったのです。

それゆえ、ILOはまず、第1号条約(日本は未批准)によって、第一次世界大戦以前の国際労働運動と社会主義運動の共通の最大の目標であった八時間労働日を予防革命的に先取りしたのでした。その後1930年代初頭までの間に、第一次世界大戦前の国際労働運動が求めてきたさまざまな共通労働条件・共通労働基準の多くはILO条約・勧告として採択されました。ILOとは、「革命」の恐怖を未然に回避するための予防革命の手段だったのです。この予防革命によって、本来の要求を頭越しに「実現」されてしまった労働運動は、ILOという居場所は確保したものの、大戦前と同様な活発な運動を支える精気は失いました。

第二は、ILOに比べるなら、はるかに付随的な理由ではありますが、国際労連の上述の二重の失敗を経て結成された世界労連が、国家と政治によって早々に分裂を余儀なくされたことも、第一次世界大戦以前への関心を失わせる要因となったでしょう。この分裂の直後に、さまざまな一方では世界労連を支持し、他方では国際自由労連を正当化し、さらに、いずれにも与さない、さまざまな国際労働運動史が著され、1950年代に刊行されたのですが、そこで、いったん「歴史」として書き記されてしまった第一次世界大戦以前の国際労働運動のありえた可能性は、1960年代以降は急速に忘れられることとなりました。いずれの立場にあっても、大事なことは、第一次世界大戦以前を回顧することではなく、「現実主義」的に眼の前の課題を追うことであり、過去は忌避される話題となったのです。そこでは、たとえば、第二次世界大戦後も国際性を維持し続けてきた海員組合の歴史を振り返ることよりも、分裂=国際自由労連を正当化することか、あるいは、海員組合の国際運動を「右翼的労働運動の潮流」として精算の対象とする議論のいずれかに両極化し、中正な歴史認識は、現実の運動に省みられず、また、実際には多数刊行された国際労働運動史は、現実の運動にはほとんど何の影響も与えず、運動は国策と政治と企業の動きに追随するものへと着実に変質したのです。

第三に、国家独占資本主義論や、日本では講座派・大塚史学は、いずれも一国的な認識方法を精緻化し、国別の型の把握と「比較」こそが、歴史研究であれ現状分析であれ、もっ

とも重要な方法となりました。そこに、各国別の研究とそれらの比較はあるのですが、各国の労働運動の「関係」史への関心は、歴史研究の主体的な方法においても、希薄になってしまったのです。

第四に、職能別組織、次に、産業別組織として発達してきた労働運動と、それに対応する団体的労使関係は、「企業内化」という新たな傾向を帯びるようになりました。日本の企業別労使関係・労働組合だけでなく、アメリカの第一次世界大戦後以降の大企業体制も、ヨーロッパでの産業別協約体制の弛緩や「労使関係の個人主義化」も、企業内化の現象形態ということができます。この企業内化は、決して、単純に、国際から一国へ、一国から一企業への労使関係の重点移動を意味してはいません。一企業が多国籍展開して、国境を超えた長く、深い供給連鎖を形成することによって、第二次世界大戦後の労使関係は、むしろ企業側が国際化したのです。一が、研究者も労働運動も、それへの対応は遅れました。

### (3) 今日的理由 ―われわれの時代に属する忘却の理由―

何よりも、「第一のグローバル経済」が第一次世界大戦以前に、円満かつ円滑に、安定的で均衡のある国際分業を形成してきたという事実そのものが忘れ去られ、いまや無知の彼方にあるだけです。グローバル化とは、この30年ほどの間に、人類が、史上初めて経験したできごとだといわんばかりの「常識」がまかりとおってすらいいます。たとえば、日本の社会政策学会の2001年第103回大会共通論題「グローバリゼーションと社会政策の課題」では、問題提起も各報告も、グローバル化を20世紀末以降の現象としてしか捉えていません。ここでは、第一のグローバル化はものの見事に、完璧に、忘却の彼方に置き去りにされています。百年前のことも忘れ去っているのが、現在のわれわれの普通の歴史認識なのです。

とはいえ、第一次世界大戦後にはザッセンバッハの著作(Sassenbach[1926])が、1950年代中葉から1960年にかけてはドレアン(Dolléans[1953])、ローウィン[レヴィン](Lorwin[1953])、ジョル(Joll[1955])、コウル(Cole[1956])、スヘーヴェネルス(Schevenels[1956])、フォスタ(Foster[1957])の著作が相次いで公刊され、そのうち、ローウィン、ジョル、スヘーヴェネルスとフォスタは邦訳もされているのですから、この「常識」は、少なくとも労働運動史に関しては、まことに残念ながら、不勉強の結果といわざるをえません。

世界労連の分裂と国際自由労連の成立という混乱期にさまざまな国際労働運動史が著されただけでなく、その後、日本語での刊行物に限っても、中林[1965]、篠藤[1976]、西岡[1981]、ソ連科学アカデミーの『国際労働運動史』の第2巻(1871-1904)と第3巻(1905-17)の邦訳がそれぞれ1983年と1984年に刊行され、第一次世界大戦以前の国際労働運動について、何も知りえない状態が続いたわけでもありません。しかし、それらの著作はいずれも、第二次世界大戦後の労働運動にほとんど何の影響も及ぼすことができませんでした。

ILOに関しても実に多くの書物が刊行されてきましたが(前田[1927]、国際労働事務局[1979]、中山[1983]、工藤[1988]、柳川・吾郷・日本ILO協会[1996]、日本ILO協会[2004]、吉岡[2009]、中村[2011])、ILO成立以前の前史については、吉岡[2009]が三つの章を割いて、国際労働運動史の常識的なことがらを簡単に述べているのを除くなら、何ら言及はなく、ILOがヴェルサイユ条約によって突如出現したかの如く描かれているばかりです。あとは、中村[2011]が、吉岡[2009]への言及はありませんが、国際労働法協会の設立(1901年)に触れたうえで、ILOがロシア革命の波及を恐れる背景の中で作られたことを簡単に

述べているのみです。

こうした、われわれの今日的な認識の制約に責めを負うのは、何よりも歴史学 —ただし、歴史学者だけに責任があるというわけではなく、歴史を成り立たせている読者の側にも等量の責任があるとしなければなりません<sup>\*25</sup>— でしょう。

では、社会政策学には、何の責任もないのでしょうか。この点については、同学会の会員諸賢の判断を俟つほかありませんが、草創期の日本の社会政策学会が、まさに第一のグローバル経済の中であって、そのことを十分に意識しながら、自らの学問の基礎を築いたことは、あらためて思い返すべきことではないでしょうか。1907年に第1回大会を開催した草創期の社会政策学会は、その共通のテーマを、「工場法と労働問題」と決めました。工場法と「労働問題」がそれぞれ、当時の社会政策学会にとって喫緊の問題だったのですが、工場法とは、まさに、当時の国際労働運動が共通労働条件・共通労働基準に関して立法・行政要求(=国家介入要求)を強めつつあった領域の、最も中心的な問題でもあったのです。

「労働問題」も、現在の本学会よりも、はるかに重い課題として多くの会員の共通な関心を集めていました。しかも、それは、単に労働者に何か問題がある、あるいは、労働者が何か分不相応な要求をしているといった問題ではなく、まさに、「労働問題」に社会政策で対応しなければ、体制が維持しがたいという危機感を先取りした議論でした。たとえば、同学会第1回大会(1907年)で、学会創立会員の一人であった小野塚喜平次は次のように、的確に危機を予感し、労働問題の本質とは、ほかならぬ労働者の人格を尊重することであると喝破していた。「二十世紀の中頃になるかならずに、欧米各国に社会政策対社会主義の大葛藤が興るであらう。そして其の際我國が其潮流に巻き込まれずに、超然として居ると云ふことは中々困難であらうと思はれる」(社会政策学会[1908]p. 116)。一国が「いかなる方針を採るならば立憲的であるかと申しますと、それは労働者の奮起を歓迎し、其人格を尊重し、資本家と雖も被雇人を眼下に見下さずして、平等の心持を以て之れに接すると言ふ事が、社会政策の一大要件かと私は考へるのであります。之を簡単に言表しますれば、人格尊重主義とでも申しませうか。此主義を以て進むのでなければ、假令労働問題の物質的方面貨財的方面に於て、労働者の満足を得る事があるとしても、其精神的方面に於て常に不平の念を絶たしむる事が出来ぬであらうと思ひます。論者或は夫れは欧米に宛てはまる議論であるが、我國は一種特別である。彼を以て我を推すは不当であると駁さるゝかも知れぬ」(同pp. 118-119)と述べて、渋沢栄一や團琢磨などの、工場法制定・施行は時期尚早とする論調に釘を刺していました。また、中島信虎は「国際労働問題」という語で、移民・出稼ぎ・外国人労働者に関わるさまざまな問題の所在を、すでに一世紀以上前に的確に指示していたのです(中島[1908])。

また、社会政策学会の第2回大会(1908年)は、「関税問題と社会政策」を共通テーマとしました。関税問題が、社会政策学の共通のテーマであったことを、いま、どれほどの現実性をもって想像できるでしょうか。第3回大会(1909年)は端的に「移民問題」であり、第15回大会(1921年)では、上田貞次郎が「国際労働条約案の運命」と題して、ILOの将来をうらなっていました。

---

\*25 読者の歴史観の変化を無視して、「実証性」や「論理性」という方法面での進化だけを追求してきた戦後歴史学の脆弱性については、小野塚[2020]を参照してください。

このように、草創期の社会政策学会は、一国的な認識枠組に逼塞したわけでもなく、かといって、「型の把握」と「比較」をもって現状は理解しようと自足したのでもなく、文字通り、国際関係の中に労働問題を位置付けて理解し、国際関係の中に社会政策学の課題を定立しようと苦闘していました。つまり、第一のグローバル経済期における社会政策学会は、第二次世界大戦後、現在にいたる社会政策学会よりも、はるかにグローバルな枠組の中で、ものごとを考え、課題を設定しようとしていたのです。

しかし、この「伝統」は、どこかで途絶えてしまいました。その理由を探ることは、本報告の本来の課題の外側にありますが、マルクス経済学が1920～30年代にあっても、第二次世界大戦後も、社会政策学のグローバルな認識枠組には一「印度以下の低賃金」といった認識を提供する以上には一 寄与していないことは、確認しておいてもよいでしょう。マルクス経済学は少なくとも現在までのところ、比較の役には立ったかもしれませんが、国際関係の中でのものごとを認識する役には立ってこなかったのです。

戦後の第30回大会(1964年秋季)は「社会政策の国際比較」を、第32回大会(1965年秋季)は「労使関係の国際比較」を共通論題としましたが、当時、すでに進展しつつあった企業の多国籍展開の中で、労使関係がどのような国際関係の中で変化しているのかという問題は設定されませんでした。1967年には中林[1968]が「戦後労働組合運動の国際的連帯関係」と題して、世界労連の結成と分裂という組織問題を扱ってはいますが、それは要するに、「二つの国際路線の対立」の問題に回収されており、当時の現実の労使関係・労働運動が、どのように国際関係の中で、国際的な問題を担っていたのか/いなかったのかという問題は設定されていません。第46回大会(1973年)は「資本輸出と労働問題」を共通論題としました。それは、確かに、資本輸出先の労働問題への関心ではありましたが、労働運動の国際的連帯や国際関係の中の労働運動の機能の問題としてはとらえていませんでした。佐々木建が「多国籍企業の支配構造と労働問題」で提起した問題(労働運動の側の国際的な規制力の確立)はその後に継承されませんでした。第67回大会(1983年秋季)は「国際化する労働問題と社会政策」を共通論題として、従来になく多面的な議論を展開しましたが、「国際化する労働問題」が投げ掛ける問題の本質を把握したとは言いがたいのです。

この後は、むしろ、眼前に展開する国際化を追うのに必死の様相となります。第78回大会「日本の企業と外国人労働者」では、戸塚秀夫が、「国際分業の新展開と日本企業——試論・問題の所在——」と題して、「「日本的経営」の"transferrability"と「海外日本企業の"localization"」という新しい問題設定を示しましたが、外国人労働者問題のさまざまな側面を探り合う議論の中に埋没してしまった印象があります。第86回大会(1993年春季)「日本における外国人労働者問題」では、学会外から国際労働移動の専門家として森田桐郎氏を招いて、理論的な整理を依頼し、また、会員では森建資が「外国人労働者問題の歴史的位相」を論じて、新たな研究の可能性を指摘したのですが、それが、いかに活かされたのかというといささか心許ない感を免れません。1999年秋季大会共通論題「社会構造の変動と労働問題」では、野村正実や山田信行が「グローバル化」という概念を用い、さらに、第103回大会(2001年秋季)では、「グローバリゼーションと社会政策の課題」と、そのものずばりの共通論題が設定されましたが、そこでは、グローバル化とは社会政策・労使関係・労働問題にとって外在的な問題として設定されているにすぎないとの印象を免れません。

1997年春季大会では、小笠原浩一が「アジア地域における国際労働運動と「労働組合」「人

権」「社会憲章」と題する報告で、国際自由労連のアジア地域への浸透政策を論じ、これは、小笠原[2002]に結実した。これが同学会員による国際自由労連に関する最初の本格的な研究となりました。首藤[2018]は、自動車産業における国際的な供給連鎖の形成に注目しながら、第二のグローバル化の中で変容する労使関係の実態と問題を指摘しました。そこで、Lorwin[1953]とSchevenels[1956]に依拠しながら、第一次世界大戦前に国際労働運動の起源のあることが久しぶりに言及されたのでした。

#### (4) 非普遍主義的な「解放」の道筋

以上、第一のグローバル経済期の国際労働運動が忘却されたままになっている理由を、その運動が展開していたその時代に属する理由と、その後の時代に属する理由と、現在のわたしたちの認識枠組に関わる理由の三つに時代別に分けて考えてきました。現在に生きるわたしたちが、一世紀以上前の国際労働運動をいかに評価し、その中から継承すべき何を発見し、峻拒すべき何を指し示すかを考えるうえで、避けて通ることのできない哲学的な問題(非普遍主義=個別主義と普遍主義≠形式的平等)を簡単に指摘しておきましょう。

第一のグローバル経済期の国際労働運動のほとんどは、ヨーロッパ諸国の成人男性の、さらに多くの場合は何らかの入職資格(≡熟練)にもとづく制限のある職種の労働者たちの運動でした。そこには何重もの差別と排除が含まれてます。それは、「誰もが、いつ、どこで、何をしてもよい」という普遍主義からは遠く隔たった哲学的な立場に立脚していません。入職資格にもとづく差別・排除、性別や年齢による差別・排除、「人種」や国籍による差別・排除が、ごく当然のこととして維持されていた時代の運動だったのです。それゆえ、この運動は、独占やカルテルの発想と親和的でした。「仲間内」は平等であり、保護の原理が適用され、「よそ者」は徹底的に排除し、差別する理屈です。よそ者を排除する論理として、女性や年少者に対する「保護」という言説が用いられましたが、それは差別・排除と裏表の関係にある保護だったのです。ヨーロッパ(と北米と日本)以外の、世界の大多数の地域に暮らし、働く労働者や農民との連帯という発想は極めて乏しく、列強による植民地支配を何ら疑うことのない心性のうえに、彼らの運動は成立していたといっても過言ではありません。そこには、レーニンが忌むべきものとして指摘した「労働貴族」の非貴族に対する差別性・排除性が含まれ、また安川悦子がそれに重なる性格として指摘した女性と植民地人民に対する差別・排除が表されています。

現代(≡20世紀、殊に第二次世界大戦後の「植民地(主義)後(post-colonial)」の時代)は、それ以前の時代と比較するなら、何よりも普遍主義で特徴付けられます。「誰もが、いつでも、どこでも、何でもできる」という普遍主義(≡形式的平等)の原理は、近世のブルジョワ的変革の理念として登場し、近代に継承されますが、それは実際には、財産所有、性、年齢、人種などによって分断されたごく一部の人々にのみ適用される限定された普遍主義でした。それでも、普遍主義は、前近代の非普遍主義的で個別主義的な先天性原理とは異なり、それが適用される人びとには普遍的に機会を保障する思想でした。限定された普遍主義は、20世紀には着実に限定を解除し、男女同権、年齢に差別の否定、人種主義の否定、徒弟制に基づく入職資格や「保護」などの諸規制からの労働市場の「解放」が進展しました。

いまでは、人は性・年齢・国籍・「人種」・入職資格にかかわらず、何にでも従事することができるという究極の普遍化が実現しているかのようにも見えます。では、それによって、

人間は前近代以来の諸規制・差別・排除から真に解放され、本当の平等と真の自由を得たのでしょうか。規制から解放されて好き放題に動くことができるのは、ネオ・リベラリズムによって「自由」を与えられたグローバル資本だけであり、ほとんどの人びとはこのグローバル資本に選別され、使い捨てられる「消費財」に化しているといっても過言ではありません。普遍主義のたてまえの中では、さまざまな非普遍主義(従来からの性や人種・国籍による差別・排除だけでなく、それらと共存しながら、「上級国民」「下流国民」や勝ち組・負け組等々の差別・排除)がわたしたちの生を選別し、播り潰しています。つまり、現在のわたしたちは、普遍主義のたてまえの下で、非普遍主義的な生を余儀なくされているのです。その非普遍主義的な差別・排除はすべて当該諸個人の「能力・資質・努力」の結果であって、機会の平等さえ担保されているのなら、結果として不平等や格差が発生することは、分配的正義を持ち出さないかぎり、問題にすらならないのです。

むろん、こうした普遍主義のたてまえと実態の乖離は、非普遍主義を正当化することにはなりません。非普遍主義は、極端な場合には、人間の価値の多寡を計り、人の価値には自ずと差があるのだから、価値の低い者は、善導強化しても、強制移住させても、去勢しても、収容所にいれても、殲滅しても構わないとする、人種主義・植民地主義、革命思想や優生学が跋扈したこともありました。

では、非普遍主義は単に唾棄すべきものであり、そこには何の可能性も、継承すべき価値もないのでしょうか。持続的だった前近代の身分制は、各身分に固有の権利・義務・威信・名誉を自動的に承認し、各身分の固有の権利・義務・威信・名誉には、上位身分でも介入できないという自律性がありました。そのかわり、上位身分や君主を含む誰にでも「分」(分限)がありました。普遍主義が標榜するような「無限の可能性」も、「無限の発展、無限の進歩、無限の自由」など、そこにはありませんでしたが、有限性の枠内で、人びとが棲み分ける智慧として非普遍主義的な身分制は機能してきました。

わたしたちが現実に経験することのできる普遍主義は薄っぺらな普遍主義です。それは「誰もが、いつでも、どこでも、何でもできる」という単一で単純な言説としてのネオリベラルな普遍主義であり、グローバル資本の普遍主義であり、消費され磨り減らされる普遍主義に過ぎません。ポスト・コロニアルの建前と、現実の格差、不平等、不自由、支配抑圧の残存・再編・強化とが、わたしたちの知っている普遍主義の現実です。

むろん、普遍主義にも、奥深く厚い普遍主義の可能性はあるでしょう。多文化間の普遍主義の可能性や、普遍化しうることを普遍化する過程そのそのものに意義を見出す可能性はあるでしょう。しかし、非普遍主義的であった国際労働運動が、非普遍主義に可能な仕方で、何らかの理想を追求し続け、解放の道筋を歩むことができたという事実は、忘れられるべきではないでしょう<sup>\*26</sup>。

---

\*26 彼らの運動は植民地には及ばず、植民地を包含した国際労働運動にはならなかったし、女性も排除しましたが、そのことを、反植民地主義的に、あるいは「ポスト・コロニアル」に精算するのは生産的な議論ではないでしょう。植民地も含む安定的で円満な国際分業の深化の中で、植民地人民を労働運動の主体とはしなかった(みなさなかつた)理由を、冷静に再構成する必要があるからです。逆に、職業が普遍的に差別なく開かれていても、それが、低条件国への供給連鎖(supply chain)の拡張や低条件外国人労働者の導入など、経営者を利するだけの普遍性ならば、それを規制する責務は労働者側(就中先進国の労働者)に求めざるをえないでしょう。



## むすびにかえて ―忘却後の現状―

社会政策学会はようやく ―ほぼ一世紀ぶりに― グローバル化と労使関係・労働組合を論じる地点に到達しつつあるように見えます。今後ますます、第二のグローバル化を、社会政策にとって内在的な問題とする研究が進展することを期待しますが、ここで見落としてはならないのは、「第一のグローバル経済と社会政策学」と「第二のグローバル化と社会政策学」の比較と関係という問題であろう。

比較の方は、歴史学は、異地点間の共時比較も、同一対象の異時点間(通時)比較も得意としてきたので、さまざまな研究の可能性がすぐに開かれるでしょう。本報告からは、たとえば、第Ⅱ節で述べた国際労働運動の機能比較が可能でしょう。単純化するというなら、国家や企業に先行した労働側の国際カルテル機能と、国策・政治・企業の変化に追随する国際労働運動との鋭い対照です。

関係の方はもう少しむずかしいです。歴史研究の諸分野においても、第一のグローバル経済と第二のグローバル化との関係については確たる定説はありません。それに加えて、社会政策学という新たな要素が入るから、むずかしいことは間違いないでしょう。むずかしいのは、もとより承知のことだから、ここで問題は、むずかしさではなくて、そのむずかしさの解き方にあります。「第一のグローバル経済と社会政策学」と「第二のグローバル化と社会政策学」の関係を一貫した視角でいかに理解するかという問題です。その一貫性は過去からの視角では担保しえないでしょう。歴史研究であれ、社会政策学であれ、学問の課題は常に現在の眼前にあるからです。では、眼前の問題の本質とは何なののでしょうか。報告者は、眼前の問題の本質は、第一次世界大戦後、労働運動が「攻め」から「守り」に転じただけでなく、それから百年を経て、いまや「守り」すら全うできない、追い込まれた状況を、いかに理解し、いかに合理的に叙述しうるかということにあると考えています。私見の是非についてもみなさまの判断に委ねるとして、申しあげたいのは、眼前の問題の本質についての透徹した認識ぬきに、いくら過去を研究し、また、いくら現状を後追いしても、何か意味のあることは浮かび出てこないだろうということなのです。歴史認識は現状の理解に制約されますが、現状認識は歴史の理解に制約されるからです。

## 参考文献

- 上田貞次郎[1922]「国際労働條約案の運命」社会政策學會『賃銀制度並純益分配制度』(社会政策學會論叢第十五冊)同文館。
- 小笠原浩一[2002]『労働外交 ―戦後冷戦期における国際労働連携―』ミネルヴァ書房。
- 岡田与好[1987]『経済的自由主義：資本主義と自由』東京大学出版会。
- 岡田与好[2014]『競争と結合：資本主義的自由経済をめぐって』蒼天社出版。
- 岡本充弘[2018]「解題：スヴェン・ベッカート／竹田泉訳「綿と資本主義のグローバルな起源」」『思想』第1127号、岩波書店、2018年3月。
- 小野塚知二[2001]『クラフトの規制の起源 ―19世紀イギリス機械産業―』有斐閣。
- 小野塚知二[2004]「ナショナル・アイデンティティという奇跡 ―二つの歌に注目して―」永岑三千輝・廣田功編『ヨーロッパ統合の社会史』日本経済評論社、pp. 217-272。
- 小野塚知二[2012]「共済団体の慈善機能 ―19世紀後半イギリス労働組合の『慈善基金』に注目して―」東京大学『経済学論集』第78巻第1号、2012年4月、pp. 16-40。
- 小野塚知二編著[2014]『第一次世界大戦開戦原因の再検討 ―国際分業と民衆心理―』岩波書店。

- 小野塚知二[2017]「音楽的嗜好の伝播と横領 ―近代日本の民衆音楽の経験に注目して―」嗜好品文化研究会『嗜好品文化研究』第2号、pp. 49-62.
- 小野塚知二[2018]『経済史：いまを知り、未来を生きるために』有斐閣.
- 小野塚知二[2020]「読者に届かない歴史——実証主義史学の陥穽と歴史の哲学的基礎」恒木健太郎・左近幸村編『歴史学の縁取り方——フレームワークの史学史』東京大学出版会、pp. 233-264.
- 小野塚知二[2021]「労働組合と使用者団体」、「国際労働運動」、「第1次世界大戦」社会経済史学会編『社会経済史学事典』丸善出版、2021年6月.
- 工藤誠爾[1988]『史録ILO誕生期 ―日本はどう対応したか―』日本労働協会.
- 国際労働事務局[1979]『労働組合とILO』日本ILO協会.
- 篠<sup>しのとう</sup>藤光行[1976]『世界労働運動の歴史』上・下、労働大学.
- 篠原陽一「雇用の国際化と労働基準 ―海運労使関係の場合―」社会政策学会[1984].
- 社会政策学会[1909]『関税問題と社会政策』（社会政策学会論叢第二冊）同文館.
- 社会政策学会[1910]『移民問題』（社会政策学会論叢第三冊）同文館.
- 社会政策学会[1975]『資本輸出と労働問題』（社会政策学会年報第19集）、御茶の水書房.
- 社会政策学会[1984]『国際化する労働問題と社会政策』（社会政策叢書第8集）啓文社.
- 首藤若菜[2017]『グローバル化のなかの労使関係 ―自動車産業の国際的再編への戦略―』ミネルヴァ書房.
- 第一回国際産業別組織書記局会議報告(1913).
- 中島信虎[1908]「国際労働問題」社会政策学会『工場法と労働問題』（社会政策学会論叢第一冊）同文館.
- 中林賢二郎[1965]『世界労働運動の歴史』上・下、労働旬報社.
- 中林賢二郎[1968]「戦後労働組合運動の国際的連帯関係」社会政策学会『戦後労働運動の展開過程』（社会政策学会年報第15集）、御茶の水書房.
- 中村正[2011]『ガイドブックILO国際労働基準』日本ILO協会.
- 中山和久[1983]『ILO条約と日本』岩波書店.
- 西巻敏雄[1981]『国際労働組合運動史 ―1864年～1980年―』日本労働運動史研究会/現代教育研究出版.
- 日本ILO協会[2004]『先進国の労働運動と国際労働組織 ―国際労働運動、その歴史・現状、未来―』日本ILO協会.
- 前田多門[1927]『国際労働』岩波書店.
- 安川悦子[1982]『イギリス労働運動と社会主義 ―「社会主義の復活」とその時代の思想史的研究―』御茶の水書房.
- 柳川和夫・吾郷眞一監修/日本ILO協会[1996]『ILOのあらまし ―活動と組織・主な条約と勧告―』日本ILO協会、2005年第5版.
- 吉岡吉典[2009]『ILOの創設と日本の労働行政』大月書店.
- 労働運動史研究会編[1975]『国際労働運動の歴史と現状』労働旬報社.
- 労働省[2000]『ILO条約・勧告集[第7版]』労働行政研究所.
- Page Arnot[1949, 1953, 1961], *A History of the Miners' Federation of Great Britain*, 3 Vols., George Allen & Unwin.
- Julius Braunthal[1961], *Geschichte der Internationale*, Band 1(1864-1914), Verlag J. H. W. Dietz Nachf. GmbH.
- G. D. H. Cole[1956], *The Second International 1889-1914*(The History of Socialist Thought, Volume III), Pt. I & II, Macmillan.
- Édouard Dolléans[1953], *Histoire du Mouvement Ouvrier*, 3 vols., Libraire Almand Colin.
- Alain Dourard[2004], *Histoire des cuisiniers en France, XIX<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècle*, CNRS ÉDITIONS.
- William Zebulon Foster[1956], *Outline History of the World Trade Union Movement*, New York, International

- Publishers (塩田庄兵衛他訳『世界労働組合運動史』上・下、大月書店、1957年).
- Geert Van Goethem[2006], *The Amsterdam International: The World of the International Federation of Trade Unions (IFTU), 1913-1945*, Ashgate.
- Georges Haupt[1964], *La Deuxième Internationale 1889-1914; Étude critique des sources essai bibliographique*, Mouton & Co.
- Georges Haupt ed.[1969], *Bureau Socialiste International; Comptes rendus des réunions manifestes et circulaires*, Vol. I, 1900-1907, Mouton & Co.
- Georges Haupt[1986], *Aspects of International Socialism 1871-1914*, Cambridge University Press.
- Georges Haupt, Michael Lowy & Claudie Weill[1974], *Les Marxistes et la question nationale 1848-1914; études et textes*, François Maspero.
- Институт Международного Рабочего Движения, Академия Наук, СССР[1976], Международное Рабочее Движение --Вопросы Истории и Теорем-- ТОМ 2; *Рабочее Движение в период перехода к империализму; 1871-1904*, Издательство «МЫСЛЬ» (ソ連科学アカデミー「国際労働運動史」総編集委員会編、国際関係研究所訳『国際労働運動史』第2巻『帝国主義への移行期における労働運動: 1871-1904年』協同産業出版部、1983年).
- Институт Международного Рабочего Движения, Академия Наук, СССР[1978], Международное Рабочее Движение --Вопросы Истории и Теорем-- ТОМ 3; *Начало Революционных Битв XX Века*, Издательство «МЫСЛЬ» (ソ連科学アカデミー「国際労働運動史」総編集委員会編、国際関係研究所訳『国際労働運動史』第3巻『20世紀の革命的戦闘の開始』協同産業出版部、1984年).
- International Transport Workers' Federation[1996], *Solidarity: The First 100 Years of the International Transport Workers' Federation*, Pluto Press.
- James Joll[1955,74], *The Second International 1889-1914*, Weidenfeld & Nicolson (ジョル／池田清・祇園寺則夫訳『第二インター1889-1914』木鐸社、1976年).
- J. Lenz[1932], *The Rise and Fall of the Second International*, International Publishers.
- Lewis Levitzki Lorwin[Louis Levine][1953], *The International Labor Movement; History, Policies, Outlook*, Harper & Brothers (ローウィン／阪本泉・有田ふぢ共訳『国際労働運動：綱領・分裂と統一の歴史』誠信書房、1959年).
- Paul Kennedy and Anthony Nicholls, eds. [1981], *Nationalist and racialist movements in Britain and Germany before 1914*, Macmillan in association with Saint Antony's College.
- Arthur Marsh, Victoria Ryan & John B. Smethurst[1980, 1984, 1987, 1994, 2006, 2009], *Historical Directory of Trade Unions*, 6 vols., Gower.
- James Moran[1964], *NATSOPA, seventy-five years : a history of the National Society of Operative Printers and Assistants, (1889-1964)*, National Society of Operative Printers and Assistants.
- Herbert Northrup & Richard L. Lowan[1983], *The International Transport Workers' Federation and Flag of Convenience Shipping*, University of Pennsylvania.
- Johann Sassenbach[1926], *Twenty-Five Years of International Trade Unionism*, The International Federation of Trade Unions, Amsterdam.
- Walther Schevenels[1956], *Forty-Five Years: International Federation of Trade Unions 1901-1945. A Historical Precis*, Board of Trustees, the IFTU, Bruxelles (*Quarante cinq années : Fédération syndicale internationale, 1 901-1945*, Editions de l'Institut E. Vandervelde, Bruxelles, 1964), (スケヴネルス[ママ]／小山泰蔵訳『国際労働運動の45年 ―国労働組合連盟の歩み―』論争社、1961年).
- John Torpey[2000], *The invention of the passport: surveillance, citizenship and the state*, Cambridge University Press (藤川隆男監訳『パスポートの発明：監視・シティズンシップ・国家』法政大学出版局、2008年).
- Angelo Vivante[1984], *Irredentismo adriatico, con uno studio de Elio Apih, La Genesi di «Irredentismo adriatico»*, Edizioni Italo Svevo Trieste, *dedolibri*.